

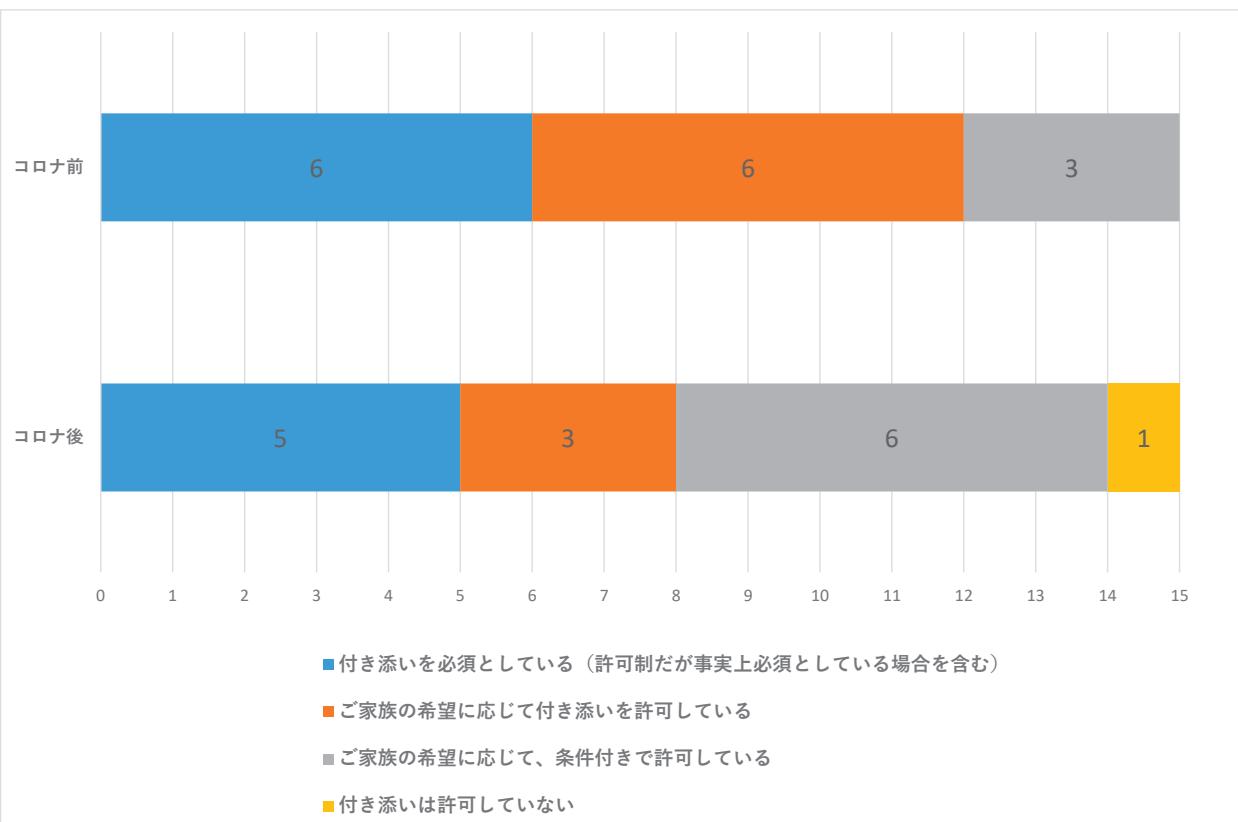
アンケート結果

2022.6.13

第16回小児がん拠点病院連絡協議会

1. 小児がん病棟における入院患者の
家族の付き添いの状況について

1) 家族の付き添いについてどのように対応しているか



2) 付き添いを必須としている理由について

該当施設数	回答数
理由	
◆ 病棟看護師の不足	5
◆ 病棟保育士やチャイルドライフスペシャリストなど 看護師以外の医療スタッフの不足	3
◆ その他: ・患児の状況から ・スタッフ不足もあるが、構造的・機能的な問題も含むと考える ・慣習	3

複数回答可

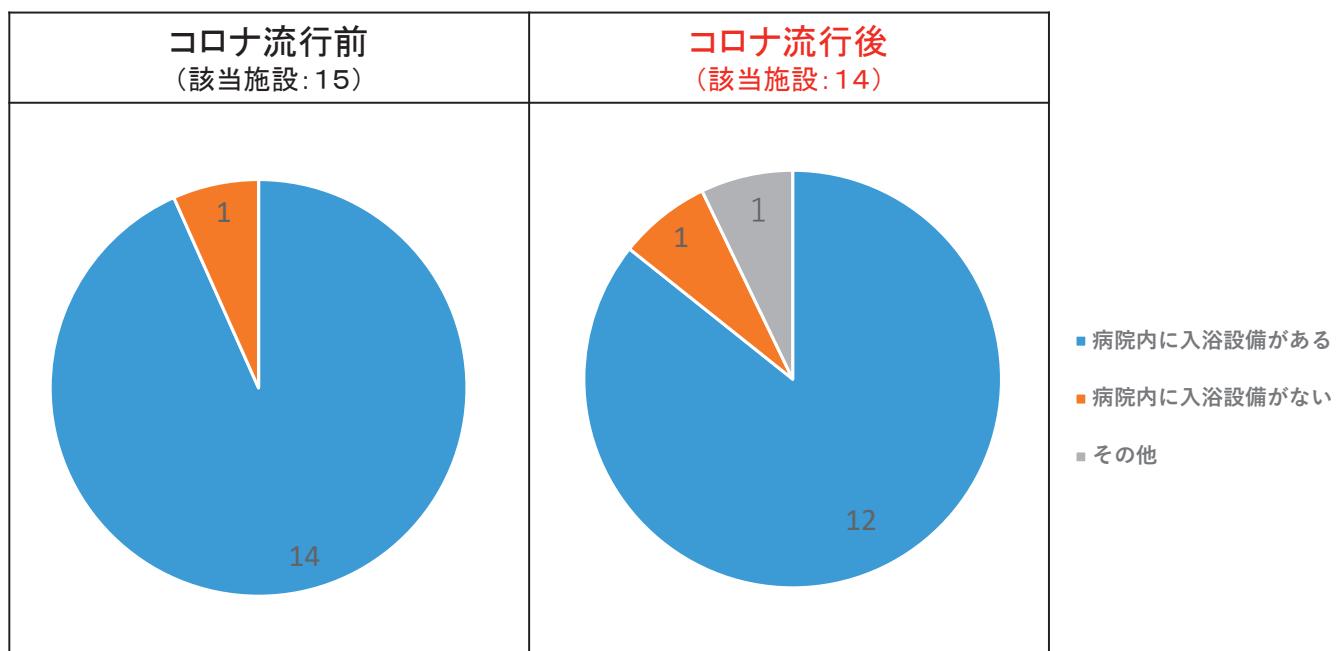
3) どのような条件で付き添いを許可しているか

	流行前	流行後
該当施設数	6	6
理由	回答数	
◆ 一定の日数以上の入院期間を要する場合のみ	0	2
◆ ご自宅が病院から遠方である場合のみ	1	2
◆ 個室の病室のみ	2	3
◆ どちらか一方の親のみ	2	4
◆ その他:		
・有料個室	2	1
・重症時・終末期など	2	1
・交代時のPCR検査		1
・交代回数1日1回		1
・精神的に不安定な患者さんなどの場合		1

複数回答可

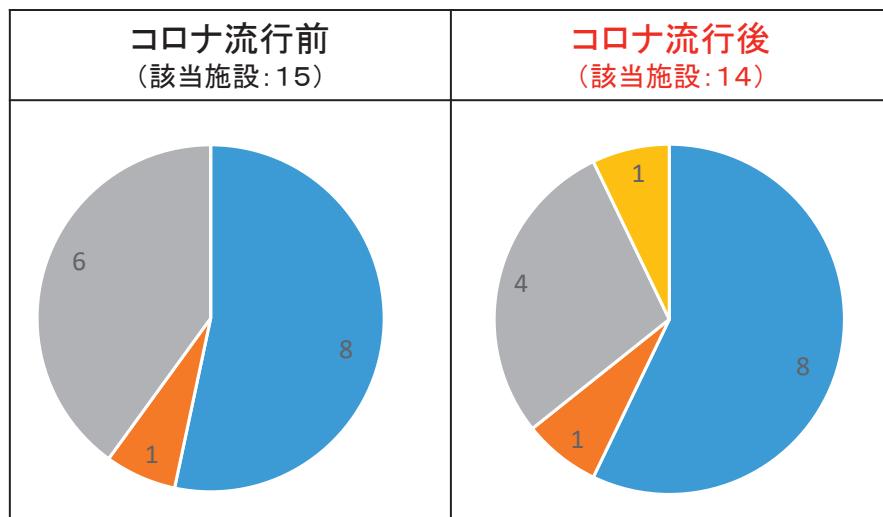
4) ご家族の付き添いの環境について

① 付き添い者の入浴(シャワーを含む)について



4) ご家族の付き添いの環境について

② 付き添い者の食事について



- 付き添いをする患者さんの病室で食事をとることができる
- 病室ではできないが、付き添いをする患者さんが入院する病棟内の別の場所で食事をとることができる
- 病院内の、病室または病棟以外の場所で、食事をとることができる
- その他

その他:
病院内の、病室または病棟以外の場所で、食事をとることができる

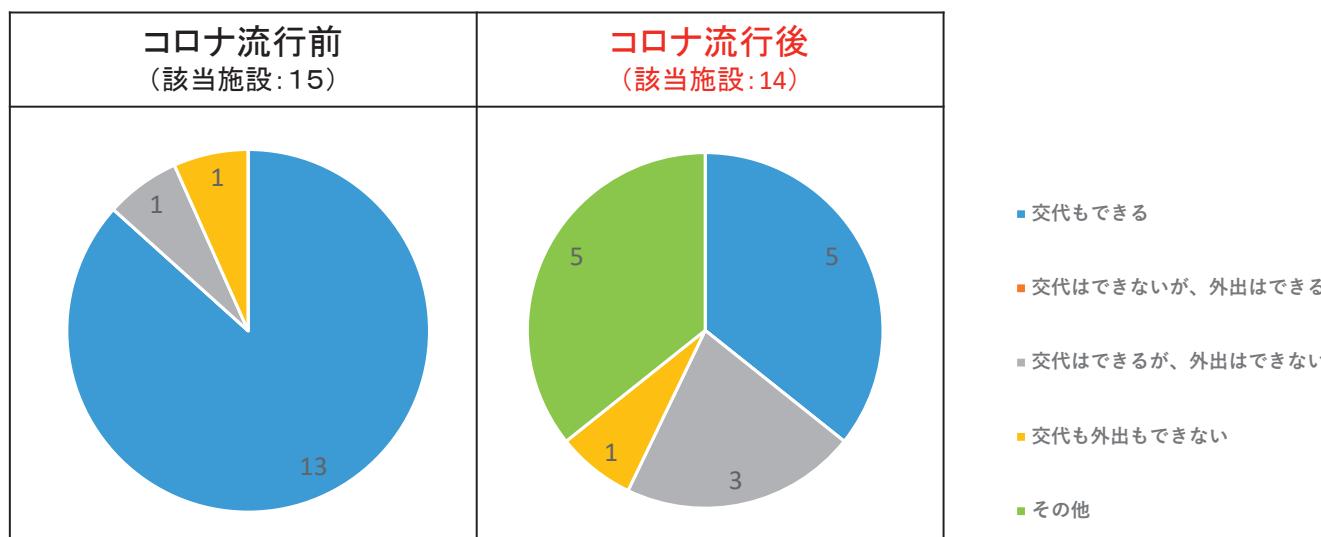
4) ご家族の付き添いの環境について

③ 付き添い者の睡眠環境について

	流行前	流行後
該当施設数	15	14
理由	回答数	
◆ 付き添い者用の専用ベッドを利用している	0	0
◆ 付き添い者用の簡易ベッドを利用している	15	14
◆ 患者さんのベッドで添い寝をしている	5	6

複数回答可

④ 付き添い者の交代や、病院外への外出の可否について



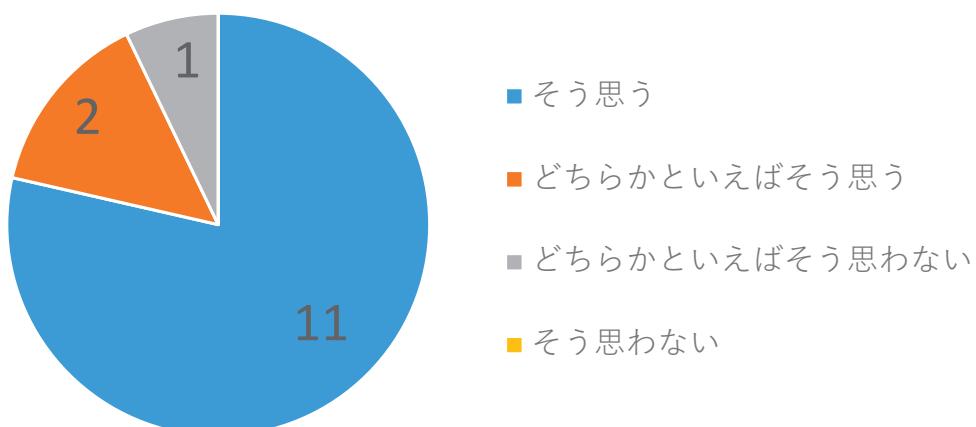
その他:

- ・コロナ禍で交代者の制限あり
- ・交代も、外出も制限つき
- ・交代1回、両親のみ付き添い可
- ・コロナで交代は制限あり
- ・交代はできるが、外出は原則自宅のみ。

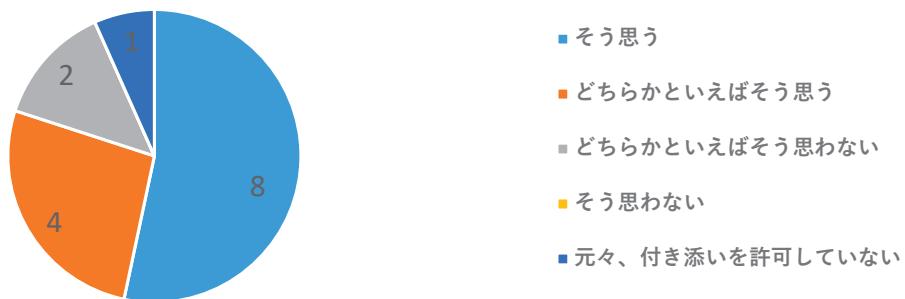
複数回答可

4) ご家族の付き添いの環境について (該当施設数: 14)

⑤ 新型コロナウイルス感染症流行によって、 付き添い者の環境が、流行前と比較して悪化したと思うか



5) 新型コロナウイルス感染症流行による付き添いの制限等によって、看護師等の病棟スタッフの負担が増えたと思うか



6) 新型コロナウイルス感染症流行に伴い、付き添いのご家族や面会されるご家族を対象としたワクチンの接種について



新型コロナウイルス感染症流行の副産物として、学校のオンライン教育の整備が大きく進んだ

2.施設におけるオンライン授業の現状について

1) 施設では、オンライン授業を許可しているか



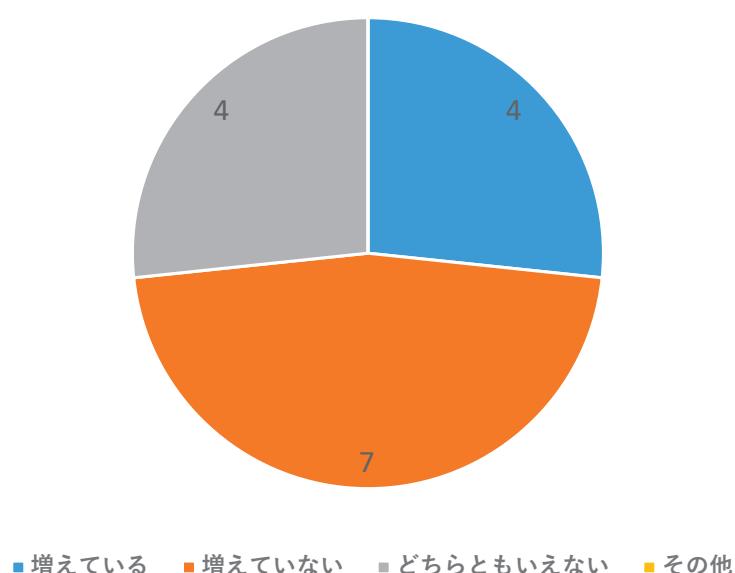
2) 施設でのオンライン授業の対応状況について

回答	回答数
小学校	11
中学校	11
高等学校	13
大学	7
その他の専門学校など	3

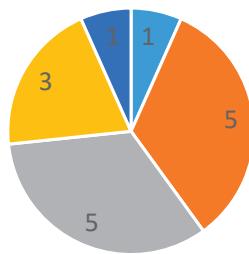
複数回答可

3) 小学校および中学校について

以前は、院内学級に転籍するケースがほとんどであったと思うが、
オンライン授業の普及によって転籍せずに
原籍校での授業を継続するケースが増えているか



4) ご施設における小児がん患者さんのオンライン授業について、障壁になっていることがあるか。



- ある（医療機関側の問題）
- ある（学校側の問題）
- ある（医療機関側・学校側双方の問題）
- 特ない
- その他

(その他:高校は学校側の課題有り、足並みが揃っていない)

具体的な障壁

医療機関側・学校側双方の問題

- ・ 通信状況
- ・ 病院に患者が利用できるWiFi設備がない。学校がオンライン授業に必ずしも協力的ではない。
- ・ wifi環境、マンパワー
- ・ 院内LAN環境、個別の学習室の整備
- ・ それぞれの通信環境、学校側の体制不備、病院側の学習場所の問題など

医療機関側の問題

- ・ Wi-fi 設置を病院が許可してくれなかった(他用で使用する、と言う理由。代替法で対応中)。

学校側の問題

- ・ 学校側の対応が不十分
- ・ 学校間の準備状況や熱意の格差があるように思います。
- ・ 学校でオンライン授業の体制が未整備な場合がある。
- ・ 学校が対応していない場合がある。
- ・ 学校側がセキュリティや他学生のプライバシーを理由に、学校側に端末設置を許可しない。
- ・ 高校は学校側の課題有り、足並みが揃っていない

3.入院患者さんや患者さんのご家族が 新型コロナウィルス感染症に罹患した場合 の状況について

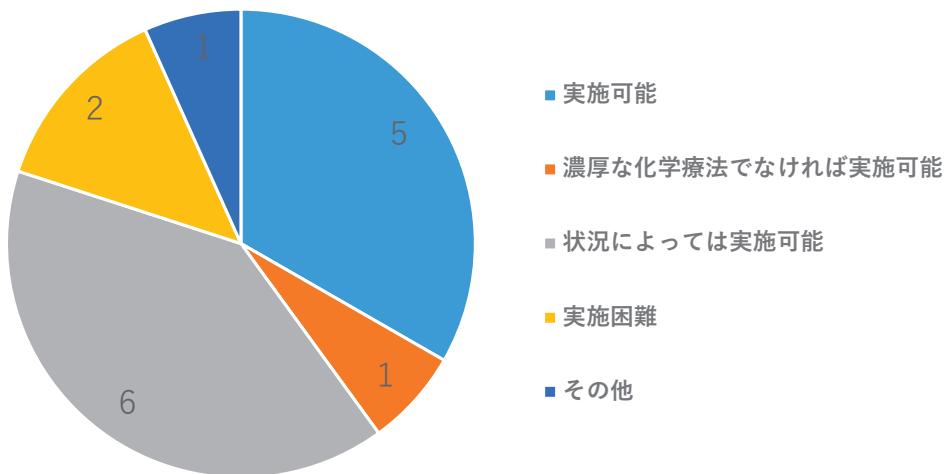
1) 入院患者さんが新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の隔離解除基準について

- ・ 健常者の保健所の基準に準じる。ただし細胞性免疫が著しく低下等個別にはICTの指示を受ける
- ・ 症状の消失後一定期間、PCRのレベルがカットオフ以下
- ・ コロナ専用病棟に転棟。入院患者は全員入院前にPCR検査を行う。
- ・ 人工呼吸器等の治療を行わない場合は発症後10日経過かつ症状軽快後72時間以上経過、人工呼吸器等の治療をおこなった場合は発症後20日経過かつ症状軽快後72時間以上経過、重度免疫不全の場合はその都度協議
- ・ 免疫不全の患者さんにおいては、発症日を0日目とし20日経過かつ症状軽快後72時間以上経過までは個室で予防策を実施。21日目以降を目安に、ICTや病床管理と解除につき相談。
- ・ 有症状の場合は、発症日を0日目として11日目に隔離解除。
無症状の場合は検体採取日を0日目として引き続き無症状に経過すれば8日目に解除。
- ・ 発症日を0として11日目で解除(症状がない場合)
- ・ 発症日を0日とし、解熱して2日以上経過し症状が軽減していれば、発症10日で隔離解除
- ・ 市中の解除基準と同等
- ・ 一般的な新型コロナウイルス感染症に準じている
- ・ 発症日の翌日から10日間経過し、かつ症状軽快後3日間経過していること
- ・ PCRが1週間間隔で2回陰性、もしくは陽性でも院内で実施している定量検査で十分に下がっていることを2回確認できた場合
- ・ PCR陰性が確認できれば解除、ただしPCRが長期間陽性になる例も多く、ウイルス量を概算して相当量まで減少したら隔離解除した。院内ICTとも相談しながら試行錯誤の状態である
- ・ 免疫不全者(ステロイドや免疫抑制剤内服中、造血幹細胞または固体臓器移植後、原発性免疫不全症など)
発症日(無症状者の場合は検査採取日)をday 0とし、72時間以上無症状で2回(その内最低1回はday21以降)鼻咽腔ぬぐいPCR陰性が確認されるまでは新型コロナ専用病棟で新型コロナ対応

2) 入院患者さんが新型コロナウイルス感染症の接触者となった場合の隔離解除基準について

- ・ 無症状でPCRないしは抗原定量検査陰性なら4日で解除
- ・ 無症状かつ接触後一定期間経過
- ・ 入院患者は全員入院前にPCR検査を行っている
- ・ 症状が無い場合は6日目にPCRを実施し、陰性確認して7日目から解除
- ・ 最終接触から7日目にPCR検査施行。陰性であれば解除。
- ・ 接触日を0日目として無症状で経過すれば8日目に隔離解除。
- ・ 最終接触日を0として8日目に解除。
- ・ 発症日を0日とし、7日で隔離解除
- ・ 市中の解除基準と同等
- ・ 一般的な新型コロナウイルス感染症に準じている。
- ・ とくに厳密に決めておりません。接触者はある程度頻回に検査を行います。
- ・ 一般的なコロナ接触者の隔離期間と同じ。
- ・ その時の、濃厚接触者の発症リスク判定(院内の基準)に基づく
- ・ 判明時に咽腔ぬぐいPCR検査を行い、陰性であっても、最終接触日をday 0とし、day11以降で咽腔ぬぐいPCR陰性が確認されるまでは、新型コロナ濃厚接触者として新型コロナ専用病棟で観察。

3) 1)または2)の場合、
隔離された病室や病棟でがん化学療法の実施の可否について



その他:

- 入院患者が罹患した場合: 実施困難
接触した場合は: 濃厚な化学療法でなければ実施可能

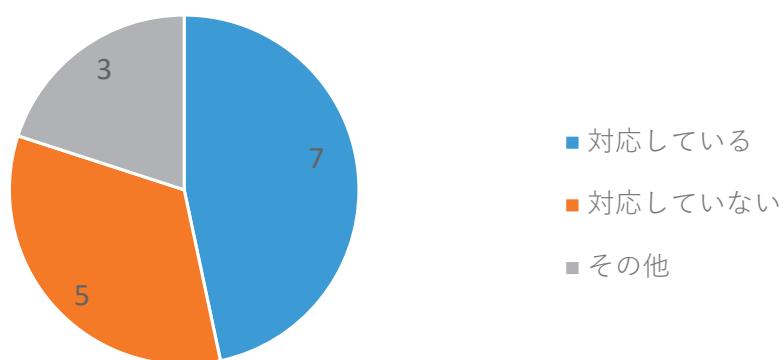
4) 入院患者さんのご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の
面会制限解除基準について

- 保健所の基準に準じる
- 通常と同様
- 付き添い者は全員事前にPCR検査を行っています。
- 外来患者は21日まで待機となっており、感染対策部とその都度協議
- コロナウイルス感染／接触の有無に関わらず、原則として面会は制限されています。
- 面会は全面的に禁止している。
- 発症日を0として11日目で解除(症状がない場合)
- 1. 有症状で診断された場合、発症日を0として10日で解除(オミクロン株を想定)
2. 無症状で検査陽性の場合、検査で判明した日を0日として、7日で解除
- 市中の解除基準と同等
- 一般の新型コロナウイルス感染症に準じている。
- そもそも面会自体が禁止になっております。
- 一般的なコロナ感染者の隔離期間と同じ。
- その時の、発症者の隔離解除基準(院内の基準)に基づく
- 発症日(無症状者の場合は検査採取日)をday 0とし day 20までは来院禁止、day 21以降を通常対応とする(PCRの陰性化確認は必要ない)。ただし、72時間以上無症状で、day 11以降に鼻咽腔PCR陰性化が確認できれば、その時点から通常対応可。

5) 入院患者さんのご家族が新型コロナウイルス感染症の接触者となった場合の面会制限解除基準について

- ・ 保健所の基準に準じる
- ・ 通常と同様
- ・ 一般的な基準に従ってる
- ・ 上記濃厚接触者対応と同様
- ・ コロナウイルス感染／接触の有無に関わらず、原則として面会は制限されています。
- ・ 面会は全面的に禁止している。
- ・ 最終接触日を0として8日目に解除。
- ・ 7日で解除
- ・ 市中の解除基準と同等
- ・ 一般的な新型コロナウイルス感染症に準じている。
- ・ そもそも面会自体が禁止になっております。
- ・ 一般的なコロナ濃厚接触者の隔離期間と同じ。
- ・ その時の、濃厚接触者の発症リスク判定(院内の基準)に基づく
- ・ 最終接触日をday 0 とし day 20までは来院禁止、day 21以降を通常対応とする(PCRの陰性確認は必要ない)。ただし、継続的に無症状で、day 11以降に鼻咽腔PCR陰性が確認できれば、通常対応可。

6) 入院患者さんやご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患、あるいは接触者となった場合、面会制限が設けられると思う。その場合に、オンライン面会についての対応状況について



その他:

- ・ PICUとNICUのみ可能 接触した場合は: 濃厚な化学療法でなければ実施可能
- ・ 病棟による
- ・ 十分な体制が整っていないため、稼動していないが、緊急時には個別に対応は可能
(例)緊急手術を行う必要があるなどでの病状説明など

ご協力いただき、ありがとうございました。

